

12 / 5 (火) ~ 1 / 5 (金) の行事



報道発表資料の配付日時 11月30日(木) 10時00分

発表項目 (行事名)	第9期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画(素案)に係る道民意見提出手続(パブリックコメント)の実施について(お知らせ)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
	なし	発表場所	
概要	<p>本道の高齢者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図るために策定する第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画(素案)について、道民意見提出手続(パブリックコメント)を実施しますので、お知らせします。</p> <p>1 募集期間 令和5年(2023年)12月5日(火)~令和6年(2024年)1月5日(金)</p> <p>2 計画(素案)の閲覧場所 (1) 北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課ホームページ <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/170651.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/170651.html</a> (2) 北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課 (3) 北海道総務部行政局文書課行政情報センター (4) 各(総合)振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー (5) 各(総合)振興局保健環境部社会福祉課 (6) 各(総合)振興局保健環境部保健行政室(地域保健室)企画総務課</p> <p>3 意見の提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メール等にて、北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課基盤整備係あて提出。 ※ 詳細は、別添「道民意見提出手続の募集要領」をご参照ください。</p>		
参考	<p>配付資料</p> <p>1 道民意見提出手続の意見募集要領</p> <p>2 第9期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」(素案)概要</p> <p>3 第9期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」(素案)概要(やさしい版)</p>		

報道(取材)に当たってのお願い	多くの道民の皆様から御意見をいただきたいと考えておりますので、積極的なPRをお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	道政記者クラブ及び各(総合)振興局記者クラブ
	同時レク		

担当 (連絡先)	保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課 (担当者: 課長補佐 松本)		
	TEL	011-231-4111 (内線25-653)	
	ダイヤルイン	011-204-5271	

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和5年(2023年)12月5日

- 1 計画等の案の名称  
第9期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」(素案)
- 2 参考資料の名称
  - (1) 第9期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」(素案) 概要
  - (2) 第9期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」(素案) 概要(やさしい版)
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法  
 北海道のホームページ(保健福祉部高齢者保健福祉課、子ども政策企画課ホームページ)に掲載  
 (高齢者保健福祉課 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/170651.html>)  
 (子ども政策企画課 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomoikenkeikaku.html>)  
 上記掲載情報は、以下の場所で閲覧可能です。  
 ア 北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課(道庁6F)  
 イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3F)  
 ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー  
 エ 各総合振興局保健環境部社会福祉課及び各振興局保健環境部社会福祉課  
 オ 各保健行政室企画総務課及び各地域保健室企画総務課  
 ※上記の場所で紙媒体による閲覧又は配付をご希望の場合は担当職員へお申し付け下さい。
- 4 意見等の募集期間  
令和5年12月5日(火)～令和6年1月5日(金)
- 5 意見等の提出方法及び提出先
  - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課(基盤整備係)
  - (2) ファクシミリ 011-232-8308
  - (3) 電子メール hofuku.kouhuku1@pref.hokkaido.lg.jp
  - (4) 電子申請サービス(子ども向け) <https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=xZnEs3Iy>

6 説明会の開催

北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画(素案)についてご説明し、出席された方々からご意見を伺う説明会を次のとおり開催します。

なお、説明会の会場では、文書で意見を提出していただいても結構です。

開催地	日 時	会 場
帯広市	令和5年12月18日(月) 13:30～16:30	十勝総合振興局講堂(3階)
函館市	令和5年12月20日(水) 13:30～16:30	渡島総合振興局講堂(3階)
札幌市	令和5年12月25日(月) 13:30～16:30	かでの2.7大会議室(4階)
釧路市	令和5年12月27日(水) 13:30～16:30	道東経済センタービル大会議室(5階)
旭川市	令和6年1月11日(木) 13:30～16:30	イオンモール旭川駅前イオンホール(4階)
北見市	令和6年1月17日(水) 13:30～16:30	北見市端野町公民館多目的ホール(1階)

7 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和6年3月下旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

8 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。  
 なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
- (5) 説明会での意見は当課において文書化し、郵便等で提出された意見と同様に取り扱います。  
 なお、意見等の募集期間(R5.12.5～R6.1.5)後に開催する、旭川市(R6.1.11)及び北見市(R6.1.17)における説明会での意見も同様に取り扱います。
- (6) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。  
 なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
- (7) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課(基盤整備係)  
電話 011-231-4111(内線 25-663、25-672)

# 第9期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」（素案）の概要

## 第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	<p>○道では、平成12年（2000年）から3年ごとに「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」を策定し施策を推進してきたが、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までを計画期間とする第8期計画では、「みんなが支える明るく活力に満ちた高齢社会」づくりを基本テーマに、地域の現状や課題、今後取り組むべき施策等を「見える化」して、「地域包括ケアシステム」の推進を図ってきた。</p> <p>○令和6年度（2024年度）からスタートする第9期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えるほか、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が増加する一方、生産年齢人口は急減することが見込まれる。</p> <p>○こうした中、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上を図るなど、高齢者の方々が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、引き続き、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む。</p>
2 計画の性格	<p>○老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9に基づく老人福祉計画</p> <p>○介護保険法（平成9年法律第123号）第118条に基づく介護保険事業支援計画</p>
3 計画の期間	○令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間

## 第2章 本道の高齢者を取りまく状況

1 人口構造	<p>○令和2年国勢調査の結果、本道の65歳以上の高齢者人口は1,664,016人となっている。</p> <p>○国立社会保障・人口問題研究所の推計（H30）では、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）には65歳以上の高齢者人口が170万人を超える見込み。</p> <p>○また、高齢化率は、平成27年（2015年）は29.1%（全国20位）であったが、令和2年（2020年）には初めて30%を超え、31.8%（全国18位）となり、令和22年（2040年）には40.9%に達する見込み。</p>
2 高齢者の生活状況	<p>○令和元年（2019年）における、本道の健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（以下「健康寿命」という。）は、男性71.6歳、女性75.03歳となっており、健康寿命と平均寿命の差は男性が9.2年、女性が12.07年となっている。</p> <p>○また、高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加することが見込まれており、高齢者人口がピークとなる令和22年（2040年）には約36～43万人になると推計される。</p>

## 第3章 本道の高齢者福祉の現状

1 要介護(要支援)認定の現状	○本道の第1号被保険者のうち、令和4年（2022年）3月31日時点における要介護（要支援）認定者数は342,308人となっている。また、要介護（要支援）認定率（第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定者の割合）は、20.5%となっており、全国を上回る率で推移している。
2 介護保険給付費の現状	○本道では、平成27年（2015年）に約4,003億円であった介護保険給付費の総額は、令和2年（2020年）には約1.1倍の4,443億円となっており、要介護（要支援）認定者数の増加に伴い介護サービス利用量及び給付費も増加している。
3 介護保険料の推移	○介護給付費の増加に伴い、介護保険料は第1期（H12～14）の3,111円から第8期（R3～5）には5,693円に上昇しているが、全国と比較すると、全国40番目の保険料となっており、比較的低廉な保険料となっている。

<p><b>4 介護サービスの利用状況</b></p>	<p>&lt;居宅サービス&gt;  ○居宅介護サービスの利用者の傾向は、「訪問介護」、「訪問リハビリテーション」、「特定施設入居者生活介護」で全国水準より高くなっているが、「訪問入浴介護」、「短期入所生活介護」、「短期入所療養介護（介護医療院）」では全国水準の6割程度となっている。</p> <p>&lt;地域密着型サービス&gt;  ○地域密着型サービスの利用者割合は、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「複合型サービス」は全国水準より高くなっているが、それ以外のサービスでは全国水準より低くなっている。</p> <p>&lt;施設サービス&gt;  ○施設サービスの利用者割合は、概ね全国水準と同水準となっている。</p>
-----------------------------	--

## 第4章 計画の方向性

<p><b>1 計画の基本テーマ</b></p>	<p>○「道民みんなで支え合う、明るく活力に満ちた高齢社会づくり」</p>
<p><b>2 計画の基本目標</b></p>	<p><b>1 地域包括ケアシステム構築のための地域づくりと地域ケア会議の推進</b>  【指標】地域包括支援センター運営状況調査の各項目における評価結果  71.6% (R3) → 全国平均値以上 (R8)</p> <p><b>2 生活支援体制整備の推進</b>  【指標】生活支援コーディネーターの活動の進捗を定期的に確認し、支援内容の改善・見直しを行っている市町村数  127市町村 (R5) → 142市町村以上 (R8推計値)</p> <p><b>3 自立支援、介護予防・重度化防止の推進</b>  【指標】通いの場への参加率（月1回以上）  3.94% (R3) → 5.37%以上 (R8推計値)</p> <p><b>4 医療・介護連携の充実</b>  【指標】在宅での看取りや入退院時等に活用できるような医療・介護関係者の情報共有ツールを作成している市町村数  134市町村 (R5) → 158市町村以上 (R8推計値)</p> <p><b>5 認知症施策の推進</b>  【指標】認知症に対応できるかかりつけ医や認知症サポート医、認知症疾患医療センター等の専門医療機関との連携により早期診断・早期対応につなげるための体制を構築している市町村数  149市町村 (R5) → 全市町村 (R8)</p> <p><b>6 介護人材の養成・確保</b>  【指標】介護従事者の採用率と離職率の差（採用率－離職率）  1.0% (R3) → 全国平均以上 (R8)</p> <p><b>7 安全・安心な暮らしの確保</b>  【指標】成年後見制度の活用や高齢者虐待防止に関する体制の整備、消費者被害防止の取組をすべて行っている市町村数  129市町村 (R3) → 158市町村以上 (R8推計値)</p> <p><b>8 介護保険制度の適切な運営</b>  【指標】介護給付適正化事業の目標値  主要3事業「要介護認定の適正化」「ケアプラン等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」が全市町村で実施（100%）</p>

## 第5章 計画の具体的な展開

分野	施策	指標 (精査中のものを含む)
<b>1 地域包括ケアシステム構築のための地域づくりと地域ケア会議の推進</b>		
	保険者機能及び地域包括支援センターの機能強化 地域ケア会議の推進	○保険者機能強化推進交付金等の平均得点率 R5：49.4% → R8：全国平均以上
	家族介護者への支援	○地域ケア個別会議開催市町村数 R4：174市町村 → R8：全市町村（179市町村） ○自立支援型地域ケア個別会議開催市町村数 R4：119市町村 → R8：全市町村（179市町村）
	介護保険施設等の整備	○ケアラーに関する道民の認知度（「よく知っている」と答えた人の割合） R4：22.4% → R7：50.0% ※北海道ケアラー支援推進計画最終年度に合わせて目標値と時期を設定 ○活用可能な社会資源の周知（「在宅医療・介護連携推進事業による事業所リストや認知症ケアパスを作成・周知している」と答えた市町村の割合） R4：67.6% → R7：100% ※北海道ケアラー支援推進計画最終年度に合わせて目標値と時期を設定
	高齢者の多様な住まいと住まい方への支援	○介護老人福祉施設（地域密着型含む）におけるユニット型施設の割合 R5：53.6% → R8：59.8% ○サービス付き高齢者向け住宅戸数 R5：24,680戸 → R8：27,000戸
<b>2 生活支援体制整備の推進</b>		
	在宅生活を支援するサービスの充実	○道内のボランティア登録者割合 R5：127市町村 → R8：増加
<b>3 自立支援、介護予防・重度化防止の推進</b>		
	健康づくりと介護予防の推進	○平均自立期間（自立～要介護1） 男性 R4：79.6歳 → R8：全国平均以上 女性 R4：84.2歳 → R8：全国平均以上
	高齢者と地域のつながり促進	○介護予防に資する住民主体の通いの場がある市町村数 R4：159市町村 → R8：全市町村（179市町村）
<b>4 医療・介護連携の充実</b>		
	地域における医療・介護の連携強化とサービスの充実 在宅医療と介護連携に向けた基盤整備	○24時間体制の訪問看護ステーションのある高齢者保健福祉圏域数 R5：19圏域 → R8：21圏域 ○在宅*死亡率（*自宅、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム） R5：18.5% → R8：全国平均以上
<b>5 認知症施策の推進</b>		
	共生と予防を推進するための取組	○認知症サポーター等養成者数 R5：550,254人 → R8：670,000人 ○チームオレンジ設置市町村数 R5：23市町村 → R8：全市町村（179市町村）
	若年性認知症施策の推進	○若年性認知症支援コーディネーターが配置されている圏域数 R5：9圏域 → R8：21圏域

分野	施策	指標 (精査中のものを含む)
<b>6 介護人材の養成・確保</b>		
	介護人材の確保・定着	○介護従事者離職率（離職者数／9月30日時点の在籍者数） R4：14.7% → R8：低下
	介護人材の資質向上	○介護支援専門員登録者数 ※人材推計後別途算出 R4：36,287人 → R8：○○人
	介護分野の職場環境改善の促進	○介護ロボット・ICTの普及率 ※12月末を目途にとりまとめ予定 R5：入所系 ○○% → R8：○○% R5：居住系 ○○% → R8：○○% ○介護従事者離職率（離職者数／9月30日時点の在籍者数） R4：14.7% → R8：低下
<b>7 安全・安心な暮らしの確保</b>		
	高齢者の権利擁護	○北海道高齢者虐待防止・相談支援センターが行う研修会参加者数 R4：1,573人 → R8：1,626人
	災害・感染症対策の推進	○介護老人福祉施設における非常用自家発電設置率（道所管） R5：87.0% → R8：87.8%
<b>8 介護保険制度の適切な運営</b>		
	介護サービスの質の向上	○介護サービス別集団指導参加率（参加事業所数／事業所数） 居宅サービス R4：80.3% → R8：84.4% 施設サービス R4：91.9% → R8：94.8%
	適切なサービス利用の促進	○介護サービス情報公表対象事業者の公表割合（公表件数／対象事業所数） R3：91.3% → R8：93.8%
	保険財政への支援と低所得者の負担軽減	○社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の実施保険者数 R4：136保険者 → R8：151保険者
	介護給付適正化の推進	○要介護認定の適正化 R2：142保険者 → R8：156保険者

## 第6章 サービス量の見込みと整備目標

1 介護サービス量の見込みと目標	○ <b>精査中</b> ※各保険者が積み上げた数値を集計して算出。
2 老人福祉サービスの目標	○ <b>精査中</b> ※各保険者が積み上げた数値を集計して算出。

## 第7章 高齢者保健福祉圏域ごとの整備目標等

1 圏域の現状	○圏域内の市町村における人口動態や1人あたり給付月額、圏域における施設サービスの整備目標（必要利用定員総数）や介護サービス量の見込みなどを記載
2 取組事例	○地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた保険者の取組事例を記載

# 「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」の概要（やさしい版）

## 1 計画の名前

ほつかいどう こうれいしや ほけんふくし けいかく かいご ほけんじぎょう しえんけいかく  
北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画



## 2 計画の目的

ほつかいどう す としよ す な ぼしよ なが せいかつ  
北海道に住むお年寄りが、住み慣れた場所で長く生活ができるようになるため、  
ほつかいどう おこな か  
北海道が行うことを書いています。



## 3 計画の期間

いま れいわ ねん がつ にち れいわ ねん がつ にち  
今の「令和3年4月1日から令和6年3月31日まで」のものを  
れいわ ねん がつ にち れいわ ねん がつ にち あたら けいかく つく  
「令和6年4月1日から令和9年3月31日まで」の新しい計画を作ります。

## 4 計画の内容・ポイント

この計画では、北海道に住むお年寄りが増えていく中で、子どもからお年寄りまで、それぞれが「助け人」、「助けられる人」という関係を超えて、みんなが支え合い・助け合いながら、住み慣れた場所で長く生活ができるようになることを目標としています。



項目	具体的にどういことをするの？
①相談場所	住み慣れた場所で生活することが心配になったときに、色々な相談ができるように支援します。
②生活支援	生活を支えるため、ちょっとした困りごとのお手伝いする人を増やします。
③介護予防	お年寄りが歩けなくなったりしないように、元氣なうちに体操などの取組を進めます。
④医療・介護	病気が誰かの手助けが必要になっても、病気を治す人（お医者さんなど）や食事やお風呂に入るときに助けが必要なお年寄りの手助けをする人（介護職員）たちが一緒に支えるようにします。
⑤認知症	もの忘れなど、生活の中で、たくさんの困りごとがでてきたとしても、これまでと変わらない生活ができるように支援します。
⑥働く人	食事やお風呂に入るときに助けが必要なお年寄りの手助けをする人（介護職員）がたくさん必要なので、もっと増えるように支援します。
⑦その他	お年寄りが叩かれたり、勝手にお金が使われたりしないようにすることや、こういう状況にあるお年寄りを早く見つけるための取組を行います。

## 5 意見の出し方

スマホやパソコンなどで簡単に手続きができます。

スマホからは右側の二次元コードを読み込んでお進みください。



パソコンからは下記URLからお進みください。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomoikenkeikaku.html>

